

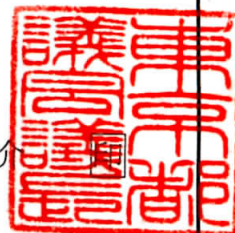
別記 第1号様式

29議経第692号
平成29年9月25日

公文書開示請求却下通知書

三宅 勝久 様

東京都議会議長 尾崎大介



平成29年9月12日付けの開示請求について、次の理由により、請求を却下するので通知します。

1 公文書の件名	2016年度政務活動費収支報告書に添付された領収書の写し。ただし尾崎大介議員のもの。家賃および人件費に関するもの。政務活動費の支出額がわかる部分(台紙)を含む。
2 却下の理由	東京都議会情報公開条例第20条第1項の規定により、他の条例の規定による閲覧若しくは写しの交付の対象となる公文書は、開示をしないものとしている。 請求のあった文書は、東京都議会政務活動費に関する条例第16条第3項の領収書であり、同規定により、その写しの閲覧及び写しの交付が請求できるものである。 この場合において、領収書等に東京都議会情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報が記録されているときは、該当部分を除いて閲覧に供するものとされている。
3 事務担当課	管理部 経理課 担当 村・浅賀 電話 03-5320-7165
4 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(日本工業規格A列4番)

別記

第1号様式 (第2条関係)

公文書開示請求書

2017年9月12日

東京都議会議長 殿

氏名 三宅 晴久

開示請求者 郵便番号 166-0004 杉並区阿佐谷(南)

住所 070-5573-5805 2-22-12 第2号ビル

電話番号

[法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名]

連絡先 氏名

電話番号

[法人その他の団体の担当者その他連絡可能な方を記載してください。]

東京都議会情報公開条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求をします。

1 開示請求に係る公文書の件名又は内容	2016年度 政務活動費 支出報告書に添付された領収書の写し。たんに尾崎大介議員のもの。家賃および人件費に限り。政務活動費の支出額のうち
2 開示の区分 (希望する開示方法を一つ〇で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
3 備考	受付年月日 年 月 日 平成 29.9.12 東京都議会 受付

29年度 毎月、(台紙)を旨み。

注 請求する公文書は、係員と相談の上、できるだけ具体的に記入してください。

(日本工業規格A列4番)